

# 国立大学法人東京外国語大学オープン アカデミー規程

〔平成27年 3月24日〕  
規則第 68 号

改正 平成28年 3月25日規則第48号 平成29年 4月11日規則第37号  
令和 2年 3月26日規則第38号

## 第1章 総則

### (設置)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）にオープンアカデミー（以下「アカデミー」という。）を置く。

### (目的)

第2条 オープンアカデミーは、本学が有する専門的、総合的な教育・研究機能を社会に開放することにより、言語や文化、世界諸地域に関する知識、技能及び教養を身に付けるための学習の機会を広く社会人等に対して提供し、本学の教育・研究成果を広く社会に還元することを目的とする。

### (講座等)

第3条 オープンアカデミーに、「アカデミー講座」と「一般聴講生制度」（以下「講座等」という。）を置く。

2 アカデミー講座は、国立大学法人東京外国語大学学則第58条の規定に基づき、地域社会や市民に対して生涯学習の機会を提供するために開講する公開講座をいう。

3 一般聴講生制度は、本学で開講されている正規の授業科目を一般に開放し、地域社会や市民に対して生涯学習の機会を提供するとともに、他の大学等の学生や生徒に対して本学の授業科目の聴講を認め、本学の教育・研究成果を広く社会に還元するものをいう。

第4条 アカデミーは、次の掲げる業務を行う。

(1) 前条の講座等の企画・実施に関すること。

(2) その他本学の教育・研究成果の社会への還元についての調査及び企画立案に関すること。

### (組織)

第5条 アカデミーに、次の職員を置く。

(1) 院長

(2) 副院長

(3) 運営委員

(4) その他必要な職員

### (院長)

第6条 院長は、学長が指名する副学長または学長補佐をもって充てる。

2 院長は、アカデミーの管理運営を掌理し、アカデミーが提供する講座等を統括する。

### (副院長)

第7条 副院長は、第8条の運営委員のうちから、院長が指名する者をもって充てる。

- 2 副院長は、院長の業務を補佐し、院長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、院長の任期を超えることはできない。

(運営委員)

第8条 運営委員は、本学の教職員のうちから、院長の推薦に基づき、総合戦略会議社会連携マネジメント・オフィス（以下「マネジメント・オフィス」という。）の議を経て学長が指名する。

(生涯学習アドバイザー)

第9条 アカデミーに、生涯学習アドバイザーを置くことができる。

- 2 生涯学習アドバイザーは、一般聴講生等の生涯学習を推進することを目的に、必要に応じて学長が指名する。

(運営委員会)

第10条 アカデミーの事業の円滑な実施、推進を図るため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、第5条第1号から第3号に定める者をもって組織する
- 3 運営委員会に委員長を置き、第5条第1号に定める者をもって充てる。
- 4 委員長は、運営委員会を主宰する。
- 5 委員長は、必要に応じて前項に定める者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(アカデミーの管理運営等)

第11条 次の各号に掲げるアカデミーの運営にかかる重要事項は、マネジメント・オフィスの議を経るものとする。

- (1) 講座等の企画・実施に関する方針・戦略に関する事項
- (2) アカデミーの業務に関する重要な事項
- (3) その他アカデミーの管理運営に関する基本事項

## 第2章 アカデミー講座

(受講資格等)

第12条 アカデミー講座の受講資格及び募集人員は、その目的及び内容等を勘案し、その都度定めるものとする。

(実施の時期及び場所等)

第13条 アカデミー講座の実施時期は、本学の授業時期等を勘案し、その都度定めるものとする。

- 2 アカデミー講座の時間数は、その目的及び内容等を勘案し、その都度定めるものとする。
- 3 アカデミー講座の実施場所は、本学の施設を用いて実施する。ただし、必要と認められる場合は、学外で実施することができる。
- 4 アカデミー講座は、必要に応じ自治体等との共催で行うことができる。

(講師)

第14条 アカデミー講座の講師は、本学の教職員（非常勤の者を含む）、退職した教職員、名誉教授、大学院博士後期課程に在籍する学生、及び講座開講に必要な専門知識を有する者とする。

(実施)

第15条 本学の教職員等がアカデミー講座を実施しようとする場合は、実施計画書を事前に作成し、社会貢献マネジメント・オフィス長に提出しなければならない。

2 アカデミー講座の開設は、前項の実施計画書に基づき、運営委員会の議を経て院長が決定する。

(講習料等)

第16条 アカデミー講座を実施する場合は、アカデミー講座の実施に当たり、受講する者(以下「受講生」という。)から講習料を徴収しなければならない。

2 前項の講習料の額は、別に定める。

(受講の停止)

第17条 受講生が、第9条に定める義務に反し、本学の秩序を乱し、又は受講する者としてふさわしくない言動等があった場合、受講を停止することがある。

2 前項による受講の停止の場合があっても、既納の講習料は返還しない。

(損害賠償)

第18条 受講生が、故意又は過失により本学の施設、設備等を破損、滅失又は汚損したときは速やかに届け出るとともに、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

### 第3章 一般聴講生制度

(入学資格)

第19条 一般聴講生の入学資格は、講義を聴講可能な知識を有する者とする。

(入学の時期)

第20条 一般聴講生の入学の時期は、国立大学法人東京外国語大学学則(昭和52年4月1日制定)第17条に定める各学期の学期始めとする。

(聴講手続)

第21条 一般聴講生として聴講を志願する者は、別に定める応募申請書等を学長に提出しなければならない。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別に定める聴講料を納入しなければならない。

(聴講期間)

第22条 聴講期間は、入学を許可された各学期内とする。

(修了証書の交付)

第23条 授業科目の聴講を終えた者には、修了証書を交付することができる。

(授業科目)

第24条 対象となる授業科目は、本学が指定する授業科目とする。

(単位認定)

第25条 聴講した授業科目についての単位の認定は行わない。

(聴講生の義務)

第26条 一般聴講生は、本学が行う教育・研究等に支障を生じさせないよう努めるとともに、本学関係者の指示に従うものとする。

(聴講の停止)

第27条 一般聴講生が、第19条に定める義務に反し、本学の秩序を乱し、又は一般聴講生としてふさわしくない言動等があった場合、聴講を停止することがある。

2 前項による聴講の停止の場合があっても、既納の聴講料は返還しない。

(損害賠償)

第28条 一般聴講生が、故意又は過失により本学の施設、設備等を破損、滅失又は汚損したときは速やかに届け出るとともに、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第4章 雑則

(庶務)

第29条 アカデミーに関する庶務は、関係課等の協力を得て、広報・社会連携室において処理する。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はマネジメント・オフィスの議を経て院長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 東京外国語大学市民聴講生制度実施要項（平成16年1月28日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年3月26日から施行し、令和2年1月1日から適用する。